

vol.50-02 (通算 563号)

2020年5月号

やどかり

2020年5月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

新型コロナウイルス (COVID-19) の 感染拡大と私たち

2020年度の活動方針で新型コロナウイルス(COVID-19)感染問題を冒頭に触れた。3月半ばくらいに書いたものだ。そして、それから1か月の間にCOVID-19の感染は拡大し、4月7日には非常事態宣言が出され、この間、やどかりの里は段階的にさまざまな対応をとってきた。3月7日(土)のやどかり研究所報告・交流集会を外部からも多くの人が集まることもあり、中止にした。また、サポートステーションやどかり(以下サポステ)では、入館者に対し、入口での体温や体調について記載を義務づけた(現在は各所で実施)。同時にマスクや消毒液の不足はさらに深刻になり、高齢者施設などでのクラスター感染なども広がってきた。状況は刻々と厳しくなり、対策を検討するため毎週臨時のチーフ会議を開催するようになった。国や自治体からも次々に事務連絡や通知が届き、感染症対策のマニュアルを各部署で共有していった。

やどかりの里の活動は、継続性が大切だ。グループホームやサポステのように暮らしの場は閉じるわけにはいかない。通所先があることで生活を整えている人もいる。しかし、感染予防は徹底しなくてはならない。手洗いの徹底、消毒、週末の過ごし方の注意喚起、4月に入ってからは、感染した場合の対策も考えざるを得なくなった。また、やどかりの里は、各部署から集まって検討する機会が多いが、部署を越えての会議も中止にした。しかし、情報共有や意思の一致を図ることは大事なので、web会議を導入した。

緊急事態宣言後は、公共交通機関を利用して通所している人や感染リスクの高い人たちを中心に在宅支援に切り替え、活動を一部縮小するなど、感染予防対策を進めてきた。(現状は本紙5頁)

感染症拡大による非常事態に直面し、明らかとなる問題がある。障害福祉制度では、障害者総合支援法の日額払いの報酬制度と障害のある人への所得保障制度であろう。今回は通所しない場合も在宅支援が認められた。しかし、B型事業所の利用者には休業補償も工賃保障の仕組みがない。今回の緊急事態で明らかになった課題は、見直すべきことが多い。また、感染者に対するバッシング等々、不寛容な社会の一面も見せている。

しかし、こうした状況下で励まされることもある。東日本大震災の支援活動でさまざまな連携を図ってきた難民を助ける会(AAR JAPAN)を通して、近隣の歯科医院から貴重なマスクが届けられたのだ。マスクの提供で助けられたし、この状況下での心遣いが何より有難い。人と人とのつながりを実感し、日々の困難を乗り越えるエネルギーになっていく。

一方で気がかりなのは、医療崩壊の中で、人工呼吸器の装着などをめぐって、いのちの選別が行われかねないことだ。日本では旧優生保護法など、障害のある人への人権侵害の苦い歴史がある。負の歴史を繰り返さないように社会に警鐘を鳴らし続けていくことも私たちの使命であろう。(4月19日記)